

## 1 地方と自治のシクミの変遷（東京の場合）

- 1) 江戸時代 町奉行⇒《半自治制》 町年寄⇒名主⇒五人組⇒家主⇒住民
- 2) 1864（慶応 4/5）江戸府⇒東京府（慶応 4/7）→実質的「東京市」
- 3) 新東京府（廃藩置県）品川、小菅、浦和、神奈川の 340 村の移管＝東京 23 区の範囲
- 4) 1869.3 明治政府 世話掛肝煎⇒中年寄世話掛⇒中年寄 50 区 ⇒町年寄⇒住民
- 5) 6 大区・113 小区⇒江戸（6 大区・70 小区）＋農村部（5 区・23 小区） 区長・戸長
- 6) 1868 郡区町村編成法（三新法） 15 区「区域名称ハ総テベテ舊ニヨル」
- 7) 大都市や都市部は「区」（中央統制と分割支配）21 区（北江戸区、湯島区）⇒15 区
- 8) 区長 新たな任命 江戸時代との決別
- 9) 区会（1889 選挙、20 歳以上の土地所有者）、町村会
- 10) 7 分積金「町会所」⇒「営繕会議所」⇒「東京会議所」（72） 「民会」は不採用

## 2 帝国憲法制定

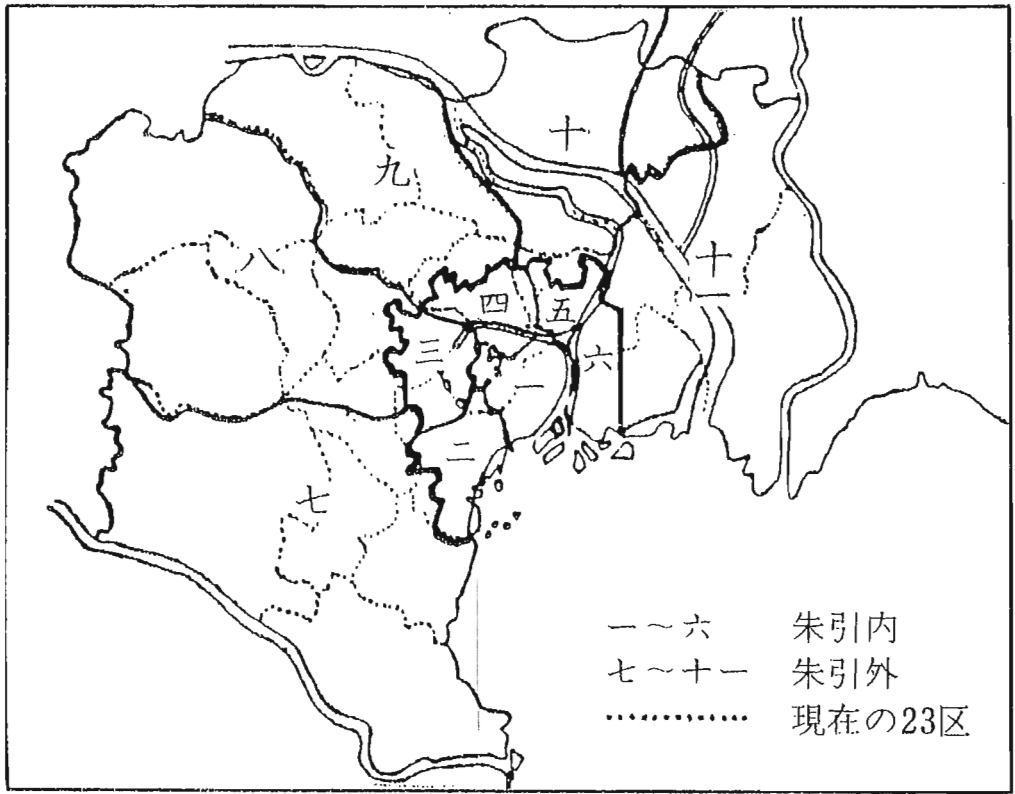
- 1) 1889.2.11 大日本帝国憲法公布
- 2) 政治都市 1890.11.25 第一回帝国議会
- 3) 軍都（教育総監部、東京衛戍総監部、海軍軍令部）1889.10 参謀本部条例 統帥権（2 師団、5 旅団、14 連隊、輜重兵大隊、工兵大隊、鉄道大隊、軍楽隊、病院、監獄）
- 4) 学都 1886 帝国大学令 東京大学⇒東京帝国大学 東京高等商業、東京高等工業

## 3 市制・町村制の成立

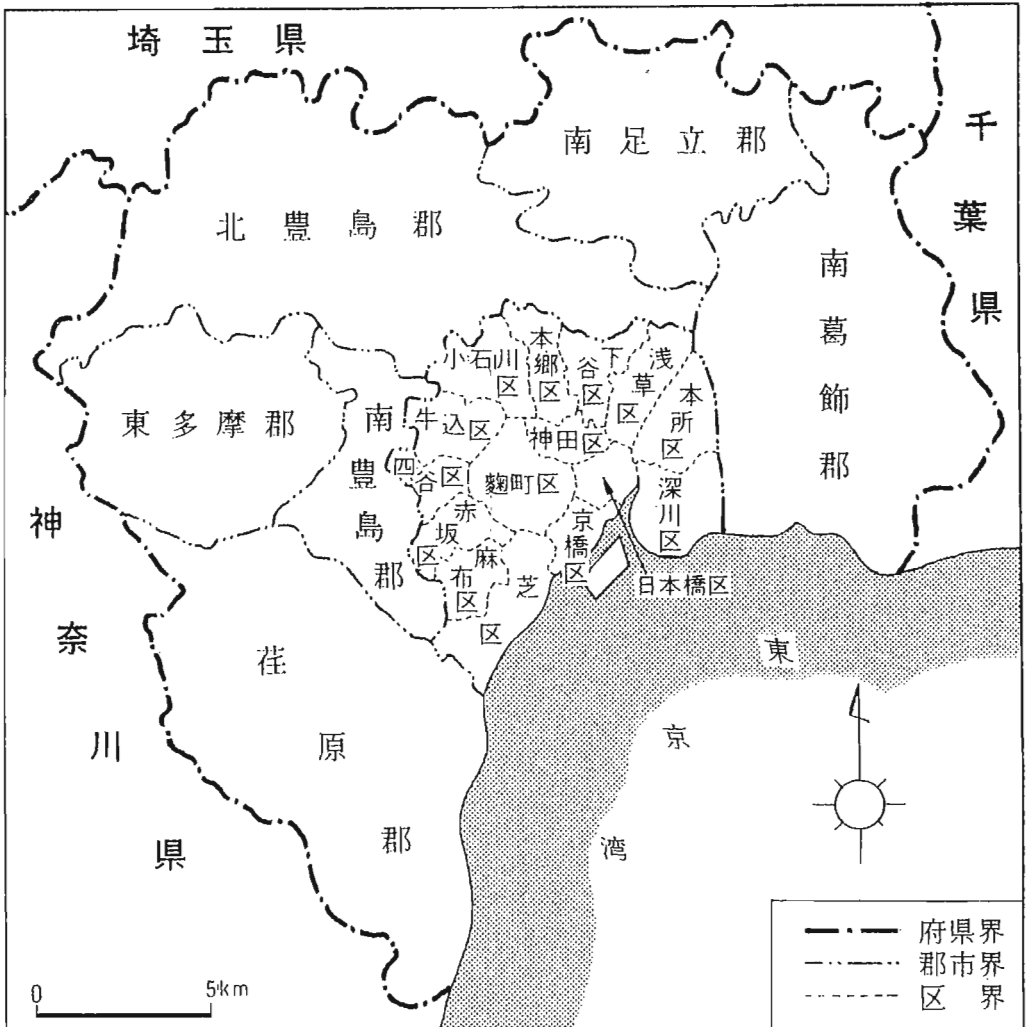
- 1) 1888.4.25 「市制」「町村制」公布、1889.4.1 施行  
「府県制」「郡制」90.5 公布、91.4 施行
- 2) 山縣有朋 国家の基盤としての底辺 民衆共同組織の自治の否定  
84 「町村法調査委員会」→「地方制度編纂委員会」委員長（モッセの意見）  
「ゲマインデ」⇒「部落」⇒「市制」（内務大臣監督）＋「町村制」（知事監督）  
「国内ノ人民各其自治ノ団結ヲ為シ政府之ヲ統一シテ其機軸ヲ執ル」（山縣）
- 3) 市長官選案（山縣）⇒公選制（伊藤氏首相の修正）⇒妥協案（3 名の候補者）

## 4 市制と特別市

- 1) 1889 39 市に施行（人口 2.5 万人以上、市街地して独立）
- 2) 特別市（東京、京都、大阪）市長・助役・収入役・書記は府庁の官吏が執行
- 3) 東京市議会の発足 制限選挙、3 級選挙 商工業者＝都市型議員  
本市ノ富美、市民ノ知識、人口ノ夥多ナル、他ノ比ニ非ラサルニ於イテヲヤ、コノ如キ実カヲ有スルニモ拘ラ  
ス、尚ホ変例ヲ存シ、我市民ヲシテ此不幸ノ域ニ沈セシムルハ、立憲政府ノ国民ヲ待ツノ途ニ非ラルヘシ
- 4) 特別市制撤廃請願 8 回、東京府知事不信任 内務大臣による市議会解散
- 5) 1898.10.1 自治回復記念日（東京、京都、大阪） 初代市長松田秀雄
- 6) 鉄管汚職 ボス政治⇒中央政治への踏み台 伏魔殿



東京11大区図



東京府15区6郡の区画 (明治22年)